

令和2年9月18日付「課外活動の自粛要請の限定的緩和について(第4版)」、「課外活動等の実施における感染拡大予防マニュアル(第4版)」、「新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う活動制限レベルの変更予定について」について

【ご意見・ご要望】(投稿日:2020年9月20日)

1. 令和2年9月18日付「課外活動の自粛要請の限定的緩和について(第4版)」の(3)(a)において、学内における京都大学の学生以外の者との合同の活動は自粛とされ、学外における当該活動は自粛とされていないにもかかわらず、同(2)(a)および令和2年9月18日付「課外活動等の実施における感染拡大予防マニュアル(第4版)」(1)(a)において活動できる条件として活動する全学公認団体に所属する京都大学の学生のみが参加することが定められていることは不適切かと思われます。このように規定されている理由について示してください。

2. 令和2年9月18日付「課外活動の自粛要請の限定的緩和について(第4版)」の(2)(f)、および令和2年9月18日付「課外活動等の実施における感染拡大予防マニュアル(第4版)」の(1)(f)に掲げる「家族等を除く複数人でのアルコールを伴う飲食」(以下、「アルコールを伴う飲食」とする。)をしないとする条件について、以下の解釈のうち正しいものはありますか。ない場合、適当な解釈を示してください。

- ・活動を実施する全学公認団体は、アルコールを伴う飲食を主催してはならない。
- ・活動を実施する全学公認団体の構成員は、アルコールを伴う飲食を行ってはならない。
- ・活動を実施する全学公認団体について、その活動に参加する構成員はアルコールを伴う飲食を行ってはならない。

3. 「アルコールを伴う飲食」には、複数人で行われる宗教儀式で、その実施にアルコールの摂取を含む飲食を必要とするものは例外とされないのでしょうか。

4. 現時点で9月30日まで有効となる見込みである令和2年9月9日付「課外活動の自粛要請の限定的緩和について(第3版)」、「課外活動等の実施における感染拡大予防マニュアル(第3版)」ではアルコールの有無にかかわらず複数人での飲食(家族等を除き下宿を含む)一般を行わないことが課外活動実施の条件となっていますが、令和2年9月18日付「課外活動の自粛要請の限定的緩和について(第4版)」、「課外活動等の実施における感染拡大予防マニュアル(第4版)」が10月1日以降実施された場合、10月1日以降の活動日の前2週間のうち9月30日以前にアルコールを伴わない複数人での飲食を行っていた場合でも、当該活動日における活動は(他の条件を満たす限りにおいて)可能ですか。

5. 令和2年9月18日付「新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う活動制限レベルの変更予定について」では、10月1日以降の活動制限レベルを現在のレベル2(-)からレベル1に変更することとしています。「新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う活動制限のガイドラインについて(第2版)」において、レベル1では課外活動の実施に関して宿泊を伴うものに関してのみ自粛を求めています。同日より実施される令和2年9月18日付「課外活動の自粛要請の限定的緩和について(第4版)」、「課外活動等の実施における感染拡大予防マニュアル(第4版)」では、宿泊を伴わない活動以外の活動についても多くを認めない内容となっています。これは、ガイドラインに適合しない判断なのではないでしょうか。この判断は現行のガイドラインと適合しているのかどうか、しないと考えるのであれば判断に至った理由を示してください。

6. 「新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う活動制限のガイドラインについて(第2版)」の内容と、令和2年9月18日付「課外活動の自粛要請の限定的緩和について(第4版)」、「課外活動等の実施における感染拡大予防マニュアル(第4版)」の間に整合性がないとして、整合性を持たせるための手段としてガイドラインを改定することが考えられます。現に、令和2年9月18日付「新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う活動制限レベルの変更予定について」では、今月中に「新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う活動制限のガイドラインについて(第2版)」の、レベル1に関する内容を更新することを予告しています。この更新において、ガイドラインの課外活動にかかわる内容を令和2年9月18日付「課外活動の自粛要請の限定的緩和について(第4版)」、「課外活動等の実施における感染拡大予防マニュアル(第4版)」に適合したものに変更することは予定されていますか。

7. 令和2年9月18日付「新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う活動制限レベルの変更予定について」では、「新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う活動制限のガイドラインについて(第2版)」の更新は令和2年9月15日付文部科学省高等教育局長通知「大学等における本年度後期等の授業の実施と新型コロナウイルス感染症の感染防止対策について(周知)」を踏まえた上で実施するとされていますが、通知には1.(3)において「大学等における学びにおいては、学生と教職員等とのコミュニケーションや学生同士の交流も重要な要素であることから、これらを実現するための機会を設定することについても積極的に対応いただくようお願いします。」とあり、課外活動をはじめとした学生間の交流を実現することが求められるとしています。しかし、対面を伴う課外活動について、更新されたガイドラインのもとで実施される令和2年9月18日付「課外活動の自粛要請の限定的緩和について(第4版)」、「課外活動等の実施における感染拡大予防マニュアル(第4版)」では、全学公認団体に対して限定的な活動しか認めていないことはもとより、全学公認団体でない非公認団体などは一切の活動を認められていません。非公認団体による課外活動が課外活動全体の大きな部分を占める京都大学において

これは、課外活動にかかわる部分のガイドライン更新の有無にかかわらず、通知を踏まえて作成されたガイドラインとそれによって実施される令和2年9月18日付「課外活動の自粛要請の限定的緩和について(第4版)」、「課外活動等の実施における感染拡大予防マニュアル(第4版)」が、通知の意義を無視していると捉えられます。無論、文部科学省による通知があったからと言って大学当局が盲目に従うことは大学自治の観点からも健全とはいえませんが、通知を踏まえてガイドラインを更新する以上、通知に合致しない形で非公認団体の対面による課外活動を事実上禁止する理由を示してください。

8. 質問5,6,7に関して、「新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う活動制限のガイドラインについて(第2版)」が京都大学ウェブサイトの「新型コロナウイルス感染症への対応」(<https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/foundation/coronavirus/>)から直接閲覧することができなくなっています。今後感染状況に変化が生じた場合の方針をすぐに行うことができるよう、上記ページ上に直接リンクを貼るようお願いいたします。また、今後京都大学の新型コロナウイルス感染症への対応に関して検証が容易となるように、新型コロナウイルス感染症への対応に関する各文書の過去の版について、容易に確認できる形で公開するよう願います。上記の対応が不可能な場合は、その理由を示してください。

【回答】(回答日:2020年9月29日)

(回答者:教育推進・学生支援部厚生課、総務部企画管理主幹付リスク管理掛)

1. 学外での試合等の活動をできるだけ可能とする一方、本学の団体の構成員として本学学生以外の者が活動することによる感染拡大の防止、感染拡大した場合の社会的責任等を考慮し、このような内容としております。

2. 2番目の解釈に近いこととなりますが、正確に記載しますと、「活動を実施する全学公認団体の構成員は、団体としての活動日の前2週間及び団体としての活動期間中において、家族等を除く複数人でのアルコールを伴う飲食(下宿等での飲食を含む)をしていないこと。」となります。

3. 一概にはお答えできません。

4. 10月1日以降の活動日の前2週間のうち9月30日以前にアルコールを伴わない複数人での飲食を行っていた場合でも、当該活動日における活動は(他の条件を満たす限りにおいて)可能となります。

5. 令和2年9月18日付「新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う活動制限レベルの変更予定について」に記載のとおり、現在の活動制限ガイドライン(第2版)のレベル1及び感染拡大予防マニュアル(第2版)の記載内容について、今月中を目途に一部更新することとしており、「新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う活動制限のガイドラインについて」の次の版では、適合される予定です。

6. 質問 5. の回答と同じです。

7. 当該通知の内容を踏まえつつ、新型コロナウイルス感染拡大の防止のための本学学生に対する安全配慮及び本学としての社会的責任の観点から、一部の活動を除き自粛要請をしております。

8. 「新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う活動制限のガイドラインについて(第 2 版)」については、本学 HP 上の以下の URL に掲載されております。

[https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/foundation/coronavirus/documents/200727\\_3.pdf](https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/foundation/coronavirus/documents/200727_3.pdf)

また、各文書の過去の版を掲載していない理由については、政府や自治体などの方針の変更に伴い本学の対応も更新をしていることから、過去の版を閲覧することで、内容について誤解が生じないようにするためです。ご理解いただきますようお願いします。